

別表 2

市民活動以外での利用

会議室使用料

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
会議室A	4,500円	6,000円	6,000円	16,500円
会議室B	4,500円	6,000円	6,000円	16,500円
会議室C	2,200円	3,000円	3,000円	8,200円
会議室D	2,200円	3,000円	3,000円	8,200円

備考

- 1 午前と午後又は午後と夜間にわたって利用する場合は、それぞれの中間時間は料金を徴収しません。
- 2 会議室の利用者が入場料（入場料、会費、会場整理費を徴収するものをいいます。）を徴収する場合の使用料の額は、会議室の利用料に次の割合を上乗せした使用料となります。
 - (1) 入場料（2種類以上定められているときは、その最高額をいう。以下同じ。）の額が1,000円を超え2,000円以下のとき 100分の20
 - (2) 入場料の額が2,000円を超え5,000円以下のとき 100分の50
 - (3) 入場料の額が5,000円を超えたとき 100分の100
 - (4) 入場料を取らない場合で商業宣伝行為を行うとき 100分の50
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
- 4 登録団体が講演会等で入場料を取っての利用の場合、一般利用扱いとして、会議室使用料に対し、2の(1),(2),(3),(4)に従った割増料金となる場合があります。詳細は市民活動センター職員へご確認ください。